

青森県報

第二千五百七十一号

平成十七年
十二月二十六日
(月曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………

特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

区画漁業の免許……………

道路の区域の変更……………

道路の供用の開始……………

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………

選挙管理委員会……………

海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分
の一の数……………

（青少年 男女共 参画課）……………	一
（団 体経 営課）……………	一
（同）……………	二
（同）……………	二
（水産振興課）……………	二
（道 路課）……………	三
（同）……………	四
（経 営支 援課）……………	四
（事 務 局）……………	五

告

示

青森県告示第九百四十八号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名	称	発 行 者 (製 作 者) 名	該 当 条 項
三六一	書籍	裏モノ/JAPAN 一月号	〇一八〇五	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
三六二		レディース・コミック微熱 一月号	〇九六六三	セブン新社	
三六三		恋愛熱情ラブパッション 一月号	〇九六五七	一水社	
三六四		今日からできるケイタイ秘裏サイ ト一四	六四二二一	笠倉出版社	
三六五		パソコンパラダイス 一月号	〇七四八三	メディアアック	

青森県告示第九百四十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日より適用する。

平成十七年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一の項の1中「平館村加入区」を「外ヶ浜加入区」に改める。
二の表平館村第一区域の項及び平館村第二区域の項中「平館村」を「外ヶ浜」に改め、同表平館村第三区域の項中「平館村」を「外ヶ浜」に改め、同項の次に次のように加える。

外ヶ浜第四区域 外ヶ浜漁業協同組合の地 区のうち、字蟹田、字上 蟹田、字下蟹田の区域	1 ぼたてけた網漁業
---	------------

三の表蟹田町区域の項を削る。
 四の2中平館村第一加入区の項、平館村第二加入区の項及び平館村第三加入区の項を次のように改める。

外ヶ浜第一加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館後田、字平館門の沢、字平館田の沢、字平館太郎右工門沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館根岸小川、字平館根岸山居、字平館父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館根岸湯の沢、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館野田鳴川、字平館野田山下の区域
 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館今津釜の沢、字平館今津才の神、字平館今津尻高、字平館尻高川、字平館今津間沢の区域

外ヶ浜第三加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館舟岡の区域

四の2中

「平館村第四加入区 平館村漁業協同組合の地区のうち、大字石浜字磯山の区域」

を

「外ヶ浜第四加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館磯山の区域

外ヶ浜第五加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字蟹田、字下蟹田、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田中師宮本の区域

外ヶ浜第六加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字蟹田石浜の区域

外ヶ浜第七加入区

外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字蟹田塩越の区域

に改め、蟹田町第一加入区の項、蟹田町第二加入区の項及び蟹田町第三加入区の項を削る。

青森県告示第九百五十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）		加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字村中三五の一	濱端 信正	尻屋加入区
下北郡東通村大字尻屋字村中一九	濱道 勝直	

青森県告示第九百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
五所川原市十三羽黒崎一三三三の二〇	十三区域	底びき網を使用して行うしじみ漁業
五所川原市十三深津一三四	内藤 正雄	
下北郡佐井村大字佐井字磯谷二三三二	秋田谷 又三郎	主として底建網漁業
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三三の一	カネフク組代表 田中 勝年	
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三三の一	マルキン組代表 東出 一夫	佐井村第四区域

青森県告示第九百五十二号

平成十七年九月十六日青森県告示第七百三十六号をもって公示した区画漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 三三三 号	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の二四 五から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下五八の二二 八まで 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の五二 から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の五二 まで 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九三の三か ら 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九四の一ま で	平成十七年十二月二十六日
国道 三九四 号	三戸郡田子町大字田子字南川向三九の三から 三戸郡田子町大字田子字北川向五一の二まで	〃
県道 五所川原岩木線	北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二五の二か ら 北津軽郡板柳町大字五幾形字富田五〇の三ま で 北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二一の一か ら 北津軽郡板柳町大字石野字田每七五の一まで	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく浪岡店
青森市浪岡大字女鹿沢字東種本一五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳
秋田県大館市清水四丁目四の一五
代表取締役 伊藤碩彦
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗内の店 舗面積の合計	二、一五五平方メー トル	三、一七五平方メー トル	平成 一六・八・二四
大規模小売店舗の施設 の配置	駐車の位置及 び収容台数 三五五台	二八八台（位置は、 届出書添付図面のと おり）	
設置の位置及 び収容台数	駐輪場の位置及 び収容台数 五九台	九九台（位置は、届 出書添付図面のと おり）	
荷さばき施設の 位置及び面積	一一七平方メー トル	一五三平方メー トル（位置は、届出書 添付図面のとおり）	
廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量	六一立方メー トル	七四立方メー トル（位置は、届出書 添付図面のとおり）	

大規模小売店舗の設置に關する事項	大規模小売店舗において者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社しまむら 午前八時 午後八時
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設 午前六時から午前零時まで	

四 届出年月日

平成十七年十二月十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年十二月二十六日から平成十八年四月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年四月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成十七年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 四、九一人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、三八四人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭